

# 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

## 手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「上場有価証券等の委託手数料」に記載の委託手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

## 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

## 【上場有価証券等の委託手数料】

### ● 上場有価証券等の委託手数料（新株予約権付社債を除く。）

#### （1）営業員経由でお取引いただいた場合の基本手数料テーブル

お取引当日の銘柄毎、売買毎に、その売買代金の合計額に応じて下表の通りとなっております。

売買代金の額		委託手数料（税込）		
70 万円以下		1.26500% (2,750 円に満たない場合には 2,750 円)		
70 万円超	100 万円以下	1.06700%	+	1,386 円
100 万円超	300 万円以下	0.86900%	+	3,366 円
300 万円超	500 万円以下	0.84150%	+	4,191 円
500 万円超	1,000 万円以下	0.69300%	+	11,616 円
1,000 万円超	3,000 万円以下	0.56650%	+	24,266 円
3,000 万円超	5,000 万円以下	0.25850%	+	116,666 円
5,000 万円超	1 億円以下	0.04400%	+	223,916 円
1 億円超の場合		0.00660%	+	261,316 円

#### （※）委託手数料の最低金額の特例（以下、特例）について

委託手数料の最低金額は 2,750 円です。但し、現物取引の売却において委託手数料（各種割引適用後）が約定代金を上回った場合に限り、下記の通り特例を適用します。

- ① 特例が適用される際の委託手数料は、売却代金の 99.0%（税込）、売却代金が 1 円の場合は 1 円（税込）です。
- ② 特例が適用される場合は、下記の（2）特別割引、及び（3）マルサンネットでお取引いただいた場合の委託手数料は適用されません。
- ③ 現物取引の売却であっても単元未満株式の委託手数料には適用されません。

#### （2）特別割引について

個人のお客様には、一定期間のお取引実績及び一定時点のお預り資産額に応じて上記の「基本手数料テーブル」に基づいて計算した手数料額に対して特別割引料率を適用させていただきます。詳しくは、お取引部店の担当者にお問い合わせください。

#### （3）マルサンネットでお取引いただいた場合の委託手数料

マルサンネットでお取引いただいた場合の委託手数料は、上記（1）の基本手数料から上記（2）の特別割引額を差引いた金額の 75% となっております。（1 円未満切捨て）

● 新株予約権付社債の委託手数料

売買代金の額	委託手数料（税込）
50 万円以下	1.10000%
50 万円超 100 万円以下	0.94600% + 770 円
100 万円超 500 万円以下	0.89100% + 1,320 円
500 万円超 1,000 万円以下	0.71500% + 10,120 円
1,000 万円超 3,000 万円以下	0.52250% + 29,370 円
3,000 万円超 5,000 万円以下	0.31350% + 92,070 円
5,000 万円超の場合	0.11000% + 193,820 円

● 外国上場有価証券（海外委託注文）の国内取次手数料

(1) 営業員経由でお取引いただいた場合の基本手数料テーブル

お取引当日の銘柄毎、売買毎に、その約定代金の合計金額に応じて以下の手数料表に基づき算出した取次手数料をいただきます。

売買代金の額	国内取次手数料（税込）
100 万円以下	0.88000%
100 万円超 300 万円以下	0.77000% + 1,100 円
300 万円超 500 万円以下	0.66000% + 4,400 円
500 万円超 1,000 万円以下	0.55000% + 9,900 円
1,000 万円超 3,000 万円以下	0.44000% + 20,900 円
3,000 万円超 5,000 万円以下	0.38500% + 37,400 円
5,000 万円超 1 億円以下	0.33000% + 64,900 円
1 億円超の場合	0.27500% + 119,900 円

※ 特別割引の適用はありません。

※ マルサンネットでのお取引はできません。

以 上

## 当社の概要

商号等	丸三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第167号
本店所在地	〒102-8030 東京都千代田区麹町三丁目3番6（麹町フロントビル）
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	明治42年12月
連絡先	0120-03-1319（お客様相談室）又は お取引部店へご連絡ください。

(19.10)

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒102-8030 東京都千代田区麹町三丁目3番6 麹町フロントビル

電話番号：0120-03-1319（お客様相談室）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）